

第5章 計画の推進に向けて

1 推進・管理のための体制

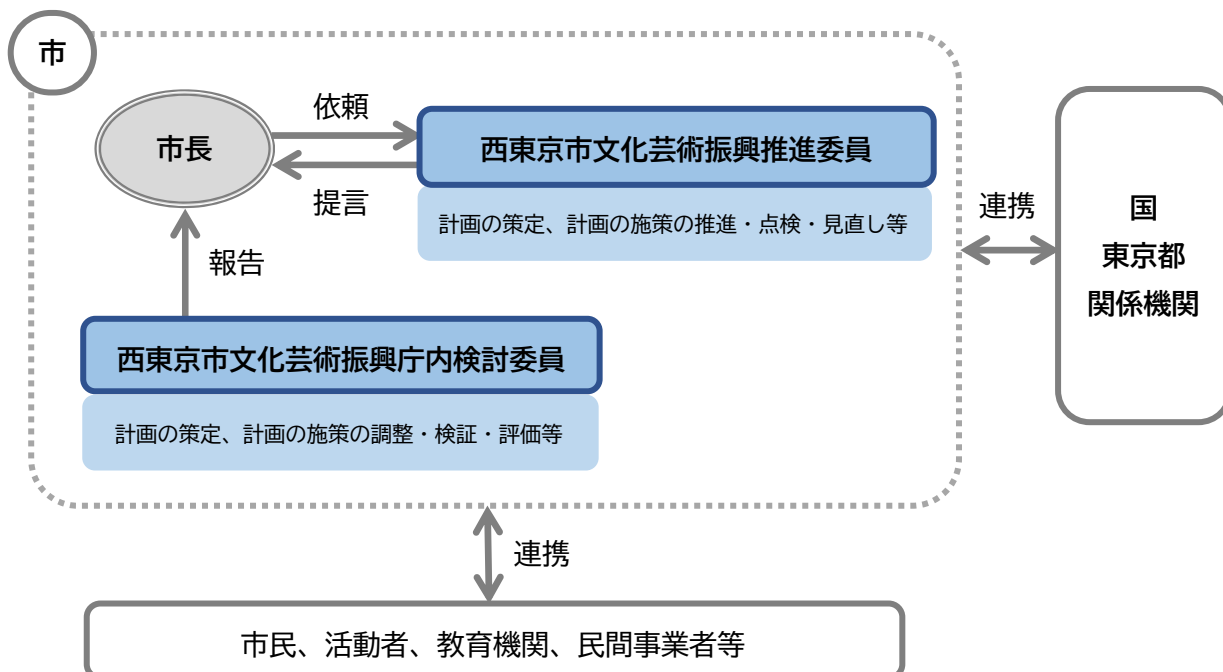
計画推進及び進捗状況の確認のため、文化芸術振興条例に基づく推進機関として、「西東京市文化芸術振興推進委員会」及び「西東京市文化芸術振興庁内検討委員会」を設置します。

西東京市文化芸術振興推進委員会

- ・学識経験者や公募による市民等で構成する。
- ・市長の依頼を受けて、計画の策定や計画の施策の推進、点検及び見直し等について、協議及び検討し、その結果を市長に提言する。

西東京市文化芸術振興庁内検討委員会

- ・本市の関係各課の代表で構成する。
- ・計画の策定や計画の施策の調整、検証及び評価等について、協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。



2 各主体の役割

計画の推進にあたっては、市民、活動者、教育機関、民間事業者等、市がそれぞれ主体的に文化芸術活動やその推進に取り組むとともに、各主体に求められる役割や連携を強化していくことが必要です。

(1) 市民

- ◆ 文化芸術に親しみ、楽しむことを通じて、文化芸術が持つさまざまな効果を実感する。
- ◆ 文化芸術の振興を支える多様な役割を担い、地域文化の主役となる。
- ◆ 文化芸術の価値や効果を理解し、鑑賞者・応援者として、さまざまな取組を尊重する、見守る。

(2) 活動者

- ◆ 文化芸術の活動を始めるきっかけづくりや活動の継続に貢献する。
- ◆ 市民の継続的な文化芸術活動の場を提供する。
- ◆ 身近な文化芸術活動の担い手として、文化芸術の価値を市民にわかりやすく伝える。
- ◆ 活動を通じて、まちのイメージ向上やにぎわいづくりに寄与する。

(3) 教育機関

- ◆ すべての子どもに対して豊かな感性を育む場づくりを行う。
- ◆ 家庭や地域と協働して子どもが文化芸術活動を体験する機会を創出する。
- ◆ 国や東京都、市等が行う文化芸術に触れる機会や情報を子どもに積極的に提供する。
- ◆ 一般向けの生涯学習講座等、知的資源を提供し、市民の好奇心を高める。

(4) 民間事業者等

- ◆ 文化芸術に関わる事業、地域のイベントへの支援を行う。
- ◆ 人が集まる施設やスペースを活用してコンサートや壁面ギャラリー等を実施する。
- ◆ 商店街等において文化的な資源を活かしたにぎわいづくりを行う。
- ◆ 文化芸術に関わる人的資源や技術等を活かしてまちのイメージづくりに貢献する。

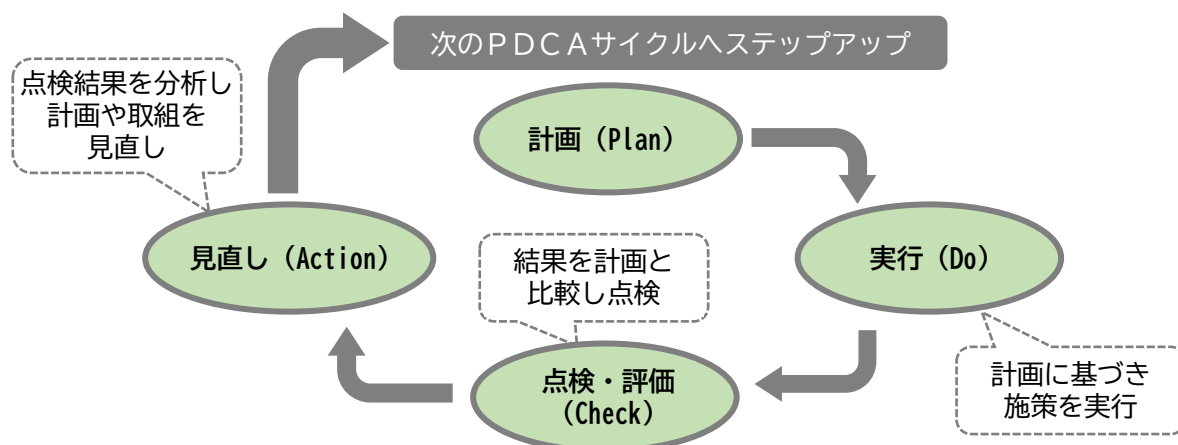
(5) 市

- ◆ 文化芸術に関する施策の総合的な計画策定及び推進、管理、文化施設等の環境整備を行う。
- ◆ 多様で魅力的な鑑賞機会や体験の場をすべての市民に対して提供する。
- ◆ 文化施設を核として市民の鑑賞・体験機会の提供や情報発信を強化する。
- ◆ 活動者を支援し、各主体のつなぎ役となる。
- ◆ 伝統文化や歴史的な文化資源の確実な継承のために市民、活動者と協働して取り組む。
- ◆ 市の施策に文化芸術の効果を活かす。

3 進行管理

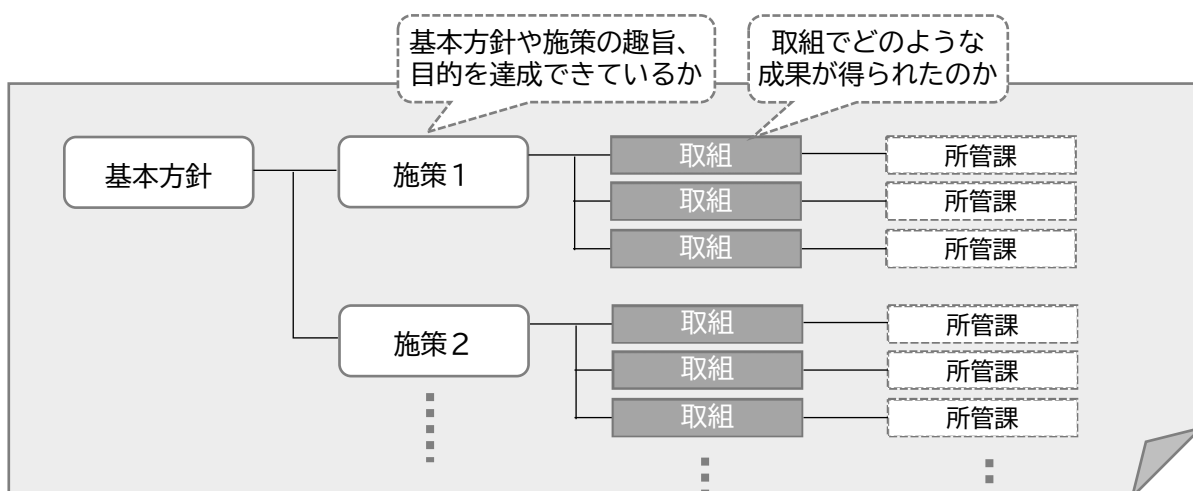
(1) PDCAサイクルによる進行管理

本市の文化芸術振興施策の推進には、各施策展開について、実効性を確保するための進行管理を行う必要があります。各施策に関して、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「見直し (Action)」のPDCAサイクルを繰り返し行うことで、取組の実効性を確保します。



① 施策・事業のPDCA

毎年度、所管課が実績を基に自己評価を行い、「西東京市文化芸術振興推進委員会」、「西東京市文化芸術振興庁内検討委員会」がその結果を確認・点検します。



② 計画全体のPDCA

計画最終年度には、文化芸術に関する5年間の取組や成果、アンケート調査、ヒアリング調査等を基に総合的に分析・評価し、次期計画に向けた見直しを行います。

(2) 進行管理への市民参加の推進

アンケート調査、ワークショップ等を通じて、幅広い市民の意見を得ながら、計画の進行管理を行います。

4 財源の確保と活用

文化芸術を振興していくためには、継続的な取組を支える安定した財源の確保と、その効果的な活用を図る必要があります。

本市では、文化芸術に関する活動を推進し、文化芸術の振興を図るため、文化芸術振興基金を設置しています。その基金の持続可能な運用のため、施設のネーミングライツ料の一部を活用する等、財源となる積立原資の安定的な確保について検討していきます。また、基金をより効果的に活用していくため、西東京市文化芸術振興条例に示す重点目標を踏まえ、次世代を担う子どもの文化芸術活動を支える取組等、本計画で示す施策を複合的に推進する事業に積極的に活用することにより、本市における文化芸術に関する活動を総合的かつ計画的に推進していきます。

さらに、文化芸術振興基本法の趣旨を踏まえ、観光、産業、まちづくり、国際交流、福祉、スポーツ、教育等、他分野と連携を図ることにより、該当となる文化芸術以外の分野に係る国の補助金等の活用の可能性を検討し、その財源を文化芸術の可能性や裾野を広げるために活用していきます。